ほけん

保健センター（☎65-1010）

TOKIフィット（栄養・運動個別相談会）
町内在住・在勤の20歳以上の方を対象に、InBody測定、管理栄養士・健康運動指導士による個別相談を行います。※保健センターへ事前予約が必要です。※先着18名。予約状況により新規の方を優先する場合があります。※ペースメーカー装着の方はInBody測定の利用ができず、相談のみとなります。
時 10月12日㈬、11月9日㈬ 9時30分～12時（1人15分程度）※月に1回程度実施予定 所 活き生き活動センター

在宅当番医予定表

10月10日㈪	いちごクリニック（内科） 東松山市東平1889-1 ☎36-1115
11月3日㈭	宏仁会小川病院（内科） 小川町原川205 ☎73-2750

※診療時間　9時～17時

比企地区こども夜間救急センター

診療日	月～金曜日　20時～ （休日・祝日・年末年始を除く）
受　付	19時30分～22時 （事前に電話相談の上、来院してください）
ところ	東松山医師会病院内 神明町1-15-10 ☎22-2822
対　象	原則として満15歳以下のこども

日曜日に診察している診療所

- 辻保順医院（内科、小児科）
  9時～12時（東松山市新郷29-3）☎23-9045
- 横山内科循環器科医院（内科、心臓内科、循環器内科）
  9時～12時（東松山市上野本132-6）☎24-3225
- いちごクリニック（内科、小児科、胃腸科、アレルギー科）
  9時～12時・15時～16時30分（東松山市東平1889-1）☎36-1115
- 中澤医院（内科、小児科、皮膚科）
  8時30分～12時（東松山市本町2-3-11）☎22-0710
- 樺澤内科医院（内科、循環器内科、呼吸器内科、小児科）
  9時～12時（東松山市松山町1-1-10）☎23-5813
- 柳澤医院（内科、胃腸科、肝臓内科）※1・3・5週のみ
  9時～12時（小川町大塚21-7）☎72-0024
- 高野医院（内科）
  9時～12時（小川町大塚103）☎72-0045
- 新井眼科クリニック（眼科）
  9時～12時・15時～18時（小川町大塚907-1）☎74-1711
- 木下医院（内科、外科、小児科）
  9時～12時・15時～18時（小川町大塚660）☎72-0375
- 田口医院（耳鼻咽喉科）
  8時30分～12時（小川町小川88-1）☎72-1036
- たばた小児科（小児科、アレルギー科、内科）
  8時45分～12時（吉見町久米田616-8）☎54-8822
- こだま医院（内科）※連休の日曜日は休診
  9時～11時30分（ときがわ町桃木186）☎65-0147

そうだん

保健センター（☎65-1010）

乳幼児相談
身体計測、育児相談、栄養相談、保育士によるあそびの広場
時 10月12日㈬ 受付10時～11時 所 保健センター
要 母子健康手帳、バスタオル スタッフ 保健師、栄養士、看護師、保育士

健康相談
※事前に予約が必要ですが、緊急の場合はいつでも応じます。電話での相談も受け付けています。
時 平日 8時30分～17時 相談員 保健師

こころの相談
※事前予約が必要です。
時 10月11日㈫・18日㈫・25日㈫ 10時～15時
相談員 精神保健福祉士

家族相談支援センター（☎66-0222）

※場所は活き生き活動センター（玉川2515）です。まずは電話による相談をお願いします。

困りごと・迷惑相談
時 平日㈪㈫㈭ 8時30分～16時30分
相談員 町専門相談員

消費生活相談
時 平日㈪㈫㈭㈮ 8時30分～16時
相談員 消費生活相談員・町専門相談員

教育相談
時 平日㈬ 9時～17時
相談員 町教育相談員

そうだん

家族相談支援センター（☎66-0222）

行政相談
時 10月11日㈫ 13時30分～16時 相談員 行政相談委員

行政書士相談
身近な相談窓口としてご利用ください。
※事前予約が必要です。
時 11月21日㈪ 10時～12時
相談員 埼玉県行政書士会東松山支部

住民法律相談
※事前予約が必要です。1週間前までにお申し込みください。
時 12月16日㈮ 13時30分～16時 相談員 町顧問弁護士

人権相談
時 11月2日㈬ 10時～15時 相談員 人権擁護委員

ぼうはん

小川警察署（☎74-0110）

地域安全情報
小川警察署から町内の犯罪発生状況をお知らせします。（令和4年8月1日～8月31日）
件数 8件（前年比＋6件）
累計 36件（前年比＋16件）※暫定値
主な内容 住宅侵入2件、器物損壊2件、部品ねらい1件、その他3件

クロスボウ所持禁止！
～許可制になります～

令和3年6月16日に銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律が公布され、令和4年3月15日に施行されました。これにより、改正法の施行日以降、クロスボウの所持が禁止され、許可制となることとなりました。改正法の施行時に所持していたクロスボウは、令和4年9月14日までは所持することが可能ですが、許可申請や廃棄等の措置を執らずに、9月15日以降も所持し続けた場合は不法所持となり、3年以下の懲役または50万円以下の罰金に処せられます。

★規制対象となるのは、矢の運動エネルギーが6.0J以上となるクロスボウで、いわゆるピストルクロスボウを含め、市販されているクロスボウは基本的に規制対象となります。

不明な点は、警察まで連絡をお願いします。

かんきょう

建設環境課（☎65-0814）

ごみの減量化

8月分の可燃・不燃ごみの収集量をお知らせします。

	8月分	前年同月比増減
可燃ごみ	153,380kg	-6,770kg
不燃ごみ	14,400kg	550kg
合計	167,780kg	-6,220kg
1人1日あたり排出量	**507g**	**-12g**

【目標】
- **1人1日50gのごみの減量を**
  小さな積み重ねが大きな効果につながります
- **生ごみの水切りを徹底しましょう**
  生ごみは約80%が水分。捨てる前にひと絞り
- **紙類は資源回収へ**
  小さな紙でも資源になります

1人1日当たりのごみ排出量の目標値　437g

目標まで あと	**70g**

ごみの資源化

8月分の資源回収実績（ステーション回収）をお知らせします。※紙類は、雑がみ・段ボール・新聞・雑誌・紙パックの合計

町の収入になるもの

		8月分	前年同月比増減
資源回収	紙　類	22,050kg	4,875kg
	衣　類	3,370kg	375kg
	アルミ缶	1,723kg	306kg
資源物売却収入		**442,043円**	**128,700円**

※皆様のご協力により8月は上記の収入がありました。

ペットボトルはつぶして出しましょう

資源回収は地域のごみステーションに出しましょう。